

## 無窓空間と地下空間の火災危険 (4) 地下街に対する規制の変遷

地下街は迷路のような危険な地下空間が無限に増殖していく潜在的危険性を持っています。このため、建築基準法や消防法でも最も火災危険の高いものとして厳しい規制がおこなわれ、建設そのものを抑制したり禁止したりした時期もあります。

東京理科大学大学院  
国際火災科学研究所  
教授  
小林恭一 博士 (工学)

### 建築基準法による地下街に関する規制の開始

日本最古の地下街は、東京都の「神田須田町地下鉄ストア」(昭和7年開業、平成23年閉鎖)とだけ言われています。昭和27年に東銀座の晴海通りの地下に第一号の「銀座三原橋地下街」(平成26年閉鎖)が、昭和30年に第三号となる「浅草地下商店街」ができる。その後、昭和33年末までに、名古屋で5つの地下街ができたをはじめ、札幌、東京、大阪など全国で8つの地下街が相次いで建設されました(図参照)。

地下街は前号で述べたような火災危険を持っていますので、当時、その安全性

上であること

④ 予備電源を有する照明設備及び適当な排煙のための設備を設けていること  
という、群衆の避難に重点を置いた簡単なものでした。これは、現行規定の第2項に一部引き継がれています。なお、これでは不十分と考えたのか、第2項(当時)で所轄地方公共団体が①〜③について条例で上乘せ規制をすることができるとしていました。

### 消防法の改正と関連する規制強化

図を見ればわかるように、その後も全国各地で地下街が増えました。危機感を抱いた当時の消防庁と建設省は、同様に急増が予想されていた高層建築物とともに、その防火安全対策はいかにあるべきかそれぞれの審議会に諮問し、昭和42年末に相次いで答申を得ました。

この答申に基づき、消防庁では昭和43年に消防法を改正し、第8条の2(共同防火管理規制)と第8条の3(防災規

定の確保が急務とされましたが、地下街そのものは建築物にあらず、当時は消防法第17条も市町村条例任せで具体的な規制はおこなっていませんでしたので、法的に規制するのは困難でした。

このため、昭和34年12月に建築法施行令第128条の3が新設され、ようやく地下街に対する防火安全規制がおこなわれるようになりました。「地下街」そのものは「建築物」の定義に該当しないため、「建築物」に該当する「地下街の各構え」という概念を持ち出し、「地下街の各構えが接すべき地下道の具備すべき条件」を示すことにより、地下街を間接的に規制の対象に取り込むという苦心の規定ぶりになっています。

制)を新設します。地下街と高層建築物の定義が法第8条の2にあるのはこのためです。地下街と高層建築物が名指しで規制対象とされたのは、いずれも本格火災になると消防としても手に負えなくなる厄介なものであるため、できるだけ火災を発生させず、万一火災が発生してもできるだけ初期段階で済ませたい、という趣旨からでしょう。なお、この時には、地下街に関する消防用設備等の設置規制の強化はおこなわれませんでした。当時、地下街は、「政令別表第一(16)項に掲げる防火対象物」に過ぎず、政令第9条の適用を受けつつ「地階」として規制を多少強化されるという程度の位置付けでした。消防庁としては、スプリンクラー設備の義務づけなどもう少し規制強化をおこないたかったのだと思いますが、政令別表第一に特別な位置付けがないと、消防用設備等を地下街に限ってピンポイントで規制強化することは難しくかったのだと思います。

その後、昭和45年12月に建築基準法施行令が改正され、一定の高層建築物及

「地下街の各構えが接すべき地下道」に対する当初の規制内容は、  
① 幅員5メートル以上、天井までの高さ3メートル以上で、かつ、段を有しないこと

② 長さが60メートルをこえる地下道にあっては、避難上安全な地上に通ずる直通階段(百貨店など同様の仕様のもの)を各構えの接する部分からその1/3に達する歩行距離が30メートル以下となるように設けていること

③ 末端は、当該地下道の幅員以上の幅員の出入口で道に通ずること。ただし、その末端の出入口が2以上ある場合においては、それぞれの出入口の幅員の合計が当該地下道の幅員以

び地下街においては機械換気設備等の制御及び作動状態の監視は中央管理室(建基令第20条の2第2号ハ(当時))においておこなうことが義務づけられると、それを受けて、同じ昭和45年12月に、消防法施行令第23条(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)が改正され、高層建築物と地下街については消防機関へ通報する火災報知設備は中央管理室にも設置しなければならないこととされました。ここでは、「…中央管理室(高層建築物若しくは地下街又はこれらの部分である防火対象物に設けられたものに限る。)に設置するものとする。」という書きぶりになっていました。

また、昭和47年1月の消防法施行令の改正では、第28条の2が新設され、連結散水設備の設置規制が開始されました。この条文は、「連結散水設備は、別表第一に掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が7百平方メートル以上のものに設置するものとする。」となっており、地下街だけを対象にした規制ではありませんが、当時の消防庁次長の改正

通知では「地下街等地下階で火災が発生すると煙が著しく充満する等消防活動が非常に困難になることが予想されるので、…」と、地下街を主要なターゲットとする書きぶりになっています。

### 政令別表第一（16の2）項の新設と一連の規制強化

以上のように、消防庁では、地下街の危険性を認識しつつも、地下街が政令別表第一に特別に位置付けられていなかったため、消防用設備等の規制強化に苦勞していた様子がうかがえます。このため、大洋パート火災（昭和48年11月）を契機とした消防法令の大改正がおこなわれた時、その機会を捉えて、地下街は政令別表第一「(16の2)項」という独立した用途として位置付けられることになりました（昭和49年7月）。この時、政令第9条の2（地下街と特定防火対象物の地階が一体とみなされる場合の取り扱い）が追加され、また表に示す消防用設備等については（16の2）項として設置規制がおこなわれることになりました。

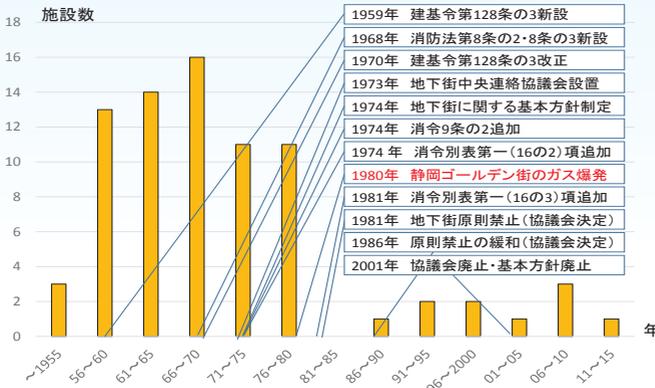


図 地下街の建設年代別施設数と規制との関係  
(2017年3月国土交通省都市局調べ「全国地下街一覧」より小林作成)

ご存知のとおりこの時の改正で特定防火対象物は遊及適用義務対象となりましたので、これ以降、延べ面積1千平方メートル以上の地下街には、新旧を問わずすべてスプリンクラー設備が設置されることになりました。

表 令別表第一（16の2）項に対する消防用設備等の設置規制（現行）

消防用設備等	規制条文（現行）	設置基準	改正時期
消火器具	令10条1項1号	(16の2)項	S49年7月
屋内消火栓設備	令11条1項4号	(16の2)項で延べ面積150㎡以上	//
スプリンクラー設備	令12条1項6号	(16の2)項で延べ面積1000㎡以上	//
自動火災報知設備	令21条1項3号イ	(16の2)項で延べ面積300㎡以上	S53年11月
ガス漏れ火災警報設備	令21条の2第1項1号	(16の2)項で延べ面積1000㎡以上	S56年1月
非常放送設備	令24条3項1号	(16の2)項	S49年7月
誘導灯・誘導標識	令26条1項1号	(16の2)項	//
排煙設備	令28条1項1号	(16の2)項で延べ面積1000㎡以上	//
連結散水設備	令28条の2第1項	(16の2)項で延べ面積700㎡以上	//
連結送水管	令29条1項3号	(16の2)項で延べ面積1000㎡以上	//
非常コンセント設備	令29条の2第1項2号	(16の2)項で延べ面積1000㎡以上	//
無線通信補助設備	令29条の3第1項	(16の2)項で延べ面積1000㎡以上	//